

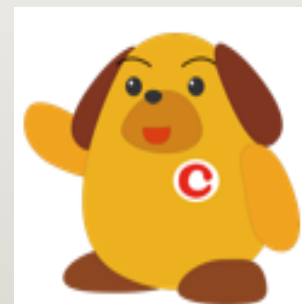
(財)関税協会大阪支部研修会資料

品目分類について

(HS条約・通則・事前教示制度)

令和8年3月24日(火)

大阪税関業務部関税鑑査官



関税(customs duty)とは

関税は、輸入品に課せられる税

国家が法律又は条約により輸入貨物に課し、原則として、その貨物を輸入する者から徴収する租税(関税法第3条及び第6条)



租税法律主義

租税を課すには法律の定める規定による(憲法第84条)

関税額の計算

関税額 = 課税標準 × 関税率

(価格・数量(個数・重量・容量・面積等))

品目・原産地
によって異なる

関税定率法(課税標準及び税率)

第3条 関税は、輸入貨物の価格又は数量を課税標準として課するものとし、その税率は、別表による。

課税標準: 価格⇒従価税、数量⇒重量税、価格+数量⇒従価重量税

物品を、品目表の品目毎にその課すべき関税率あるいは関税率の上限を示した表(品目表+関税率)(関税定率法第3条別表)を基に、正しい分類を行い、計算する

関税率を知るには、まず品目の分類を知る必要がある

品目分類とHS条約

物品を関税率表や統計品目表上の該当する箇所にあてはめる作業を「**品目分類**」(または「**関税分類**」)という

商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約
(通称:HS条約)

International Convention
on the **H**armonized Commodity Description and Coding **S**ystem



- ・1988年発効
- ・締約国は163カ国・地域及びEU(2026年1月現在)
- ・WCO(世界税関機構)が管理

- ①関税率の適用にあたり、統一性・透明性を確保する必要。
- ②国際関税交渉において対象品目の範囲・定義を明確に定める必要。

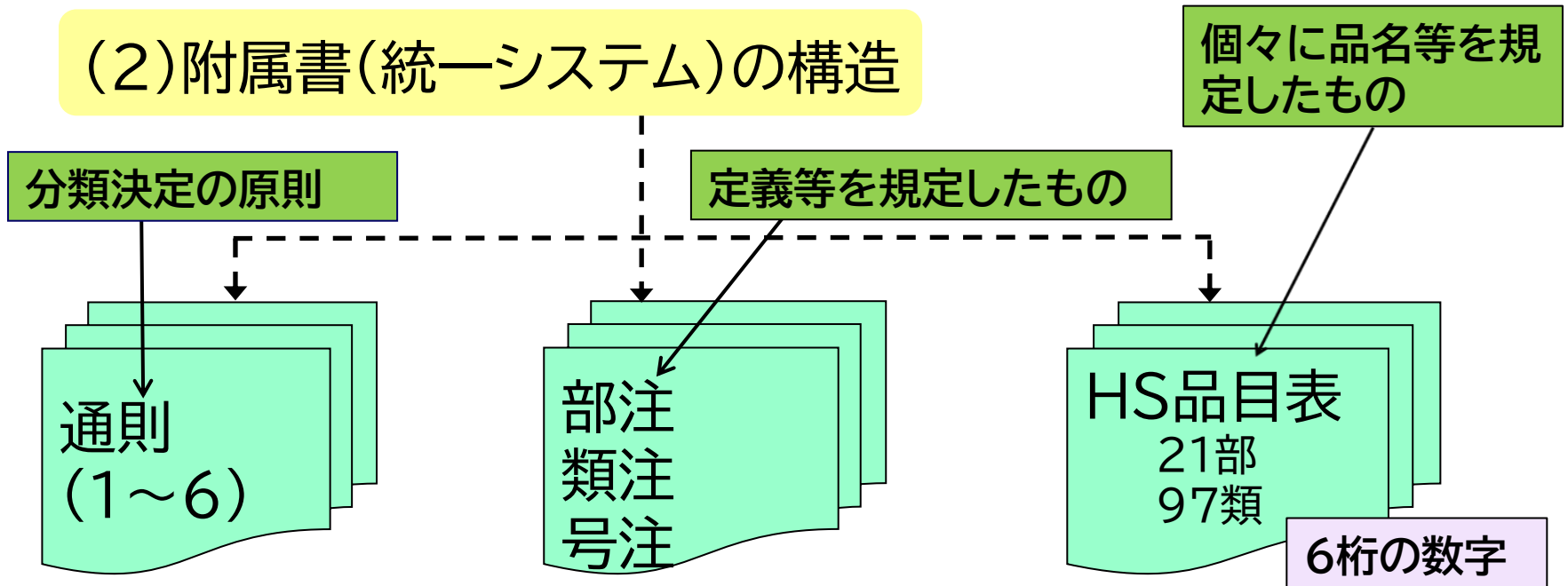
HS条約

HS条約

(1) HS条約の構造

- 本文
 - ・前文
 - ・第1条から第20条
- 附属書(統一システム)

(2) 附属書(統一システム)の構造



(その他、「統一システム解釈のための解説書」や「分類に関する意見書」により補足)

HS条約と関税率表の関係

	世界での統一基準	日本
根拠	HS条約	関税定率法
品目表	附属書(統一システム)の HS品目表	別表 関税率表
解説書	Explanatory Notes(E. Notes)	関税率表解説
意見書	Classification Opinions(OP)	分類例規

関税率表の構造

H S条約に基づく 日本における品目表⇒関税率表（関税定率法別表）

部

第4部 調製食料品、飲料、アルコール、食酢、～～

類

第22類 飲料、アルコール及び食酢

項（4桁）

統計番号 Statistical code		品名 Description	関税	
番号 H.S.code	基本 General		暫 Temp	
22.02		水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第20.09項の果実、ナット又は野菜のジュースを除く。）		
2202.10		水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）		
	100	1 砂糖を加えたもの	22.4%	
	200	2 その他のもの	16.0%	
		その他のもの		
2202.91		ノンアルコールビール		

号（6桁）

国内細分

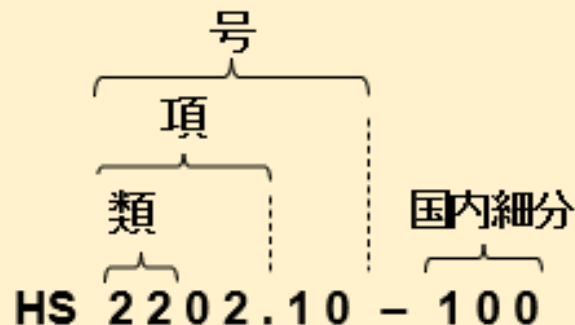
※補足（日本は輸出税がない）

→税率が不要

→主に統計、他の法令で利用される

→関税率表ではなく「統計品目表」という

→国内細分は、輸入と輸出で異なる



税関HP掲載 輸入統計品目表(2026年1月版) 第22類

関税率表

第22類 飲料、アルコール及び食酢 課目 税率

[トップ](#) > [輸出入手続](#) > [輸入統計品目表 \(実行関税率表\)](#) > [輸入統計品目表 \(実行関税率表\)](#) > [実行関税率表 \(2026年1月1日版\)](#) >

第4部 調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品、非燃焼炭引用の物品（ニコチンを含有するかしないかを問わない。）並びにニコチンを含有するその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。）

第22類 飲料、アルコール及び食酢

「印刷用表示」を押下すると、以下の表が印刷しやすいように全体表示になります。

2026年1月1日現在 [輸入関税率表を一覧はこちら](#)

統計番号 Statistical code		品名 Description	関税率 Tariff rate										
番号 H.S.code			基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特恵 GSP	特別特恵 LDC	シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	チリ Chile	タイ Thailand	インドネシア Indonesia
22.01		水（天然又は人製の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香料を加えたものを除く。）、氷及び雪											
2201.10	000	鉱水及び炭酸水	3.2%		3%	無税		無税		無税	無税	無税	無税
2201.20	000	その他のもの	無税		(無税)			無税		無税	無税	無税	無税
22.02		水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第20.09項の果実、ナット又は野菜のジュースを除く。）											
2202.10		水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香料を加えたものに限る。）											
	100	1 砂糖を加えたもの	22.4%		13.4%		無税	無税				無税	
	200	2 その他のもの	16%		9.6%		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
		その他のもの											
2202.91		ノンアルコールビール											
	100	1 砂糖を加えたもの	22.4%		13.4%								
	200	2 その他のもの	16%		9.6%								
2202.99		その他のもの											
	100	1 砂糖を加えたもの	22.4%		13.4%								
	200	2 その他のもの	16%		9.6%								

EPA税率

関税率 Tariff rate		単位 Unit		注記 Law					
シンガポール Singapore	CPTPP	欧州連合 EU	英国 UK		RCEP(アセアン(南州(ニュージーランド))	RCEP(中南)	RCEP(南東)	日米貿易協定 US◆1	I
無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	L	FD
無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	L	FD
1.2%	無税	無税	無税	9.2%	9.2%			I	FD
無税	無税	無税	無税	6.6%	6.6%			I	FD
無税	無税	無税	無税	9.2%	9.2%			L	FD
無税	無税	無税	無税	6.6%				L	FD
無税	無税	無税	無税	9.2%	9.2%			I	FD
無税	無税	無税	無税	6.6%				I	FD

- ◆1日米貿易協定附属書1第8節第五款（日本国の表）に掲げられている品目について税率を掲載しています。
- ◆2パナ、これんし、グーズベリー、ナンカ、サントル、ランサ、レイシ、リュウガン、マンゴー、マンゴスチン、ヤエヤマオキ、パイ、代行機関により証明されているもの 無税

分類を決定する手順

(1) 物品の把握

- ・分類したい物品の原材料や形状(性状)、構造、用途等を確認します
 - 分類したいものは何であるか
 - 何からできているのか、その構成割合は？
 - どのようにして使用するのか

(2) 候補となるHS4桁(項)の特定

- ・分類の候補となる項(4桁)を特定し、関連する部、類の注を確認します

(3) 分類の決定

- ・項を決定します
 - 4桁め以降も、同じ水準(5桁、6桁)で比較して分類していきます

関税率表の解釈に関する通則

(関税率表上における所属の解釈の基本)

HS条約のHS品目表の「統一システムの解釈に関する通則」(条約附属書の冒頭)と同じ

通則1 基本原則

通則2 項の範囲を拡大する規定

通則3 複数の項に属する場合の所属決定

通則4 該当する項が見当たらない場合の所属決定

通則5 収納容器、包装材料、包装容器

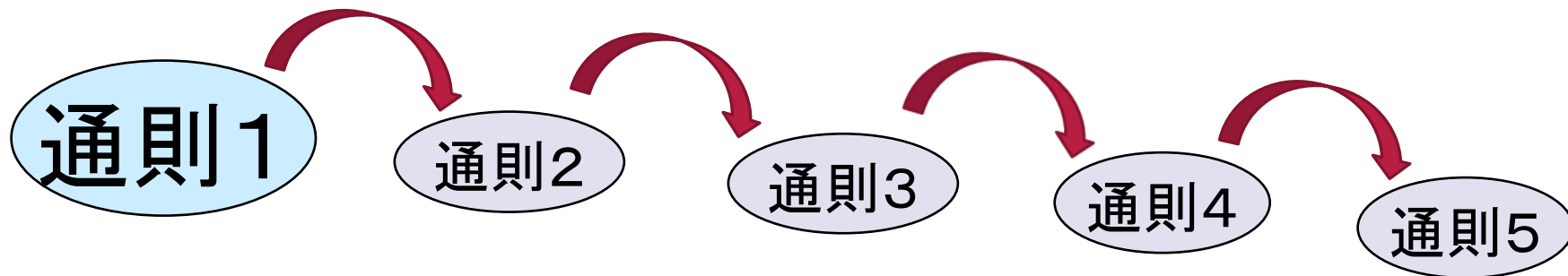
通則6 (項のなかでの号の決定方法)

- ◆ 6つのルールで構成(通則 1~6)
- ◆ 通則1~5は、4桁(項)の所属を決定
- ◆ 通則6は、6桁(号)の所属を決定
- ◆ 通則1から順番に適用を検討する

通則1(基本原則)

部、類及び節の表題は、単に参照上の便宜のために設けたものである。この表の適用に当たっては 物品の所属は、項の規定及びこれに係る部又は類の注の規定に従い、かつ、これらの項又は注に別段の定めがある場合を除くほか、次の原則に定めるところに従って決定する。

- ・ 部、類及び節の表題は、単に参照上の便宜のために設けたもの
- ・ 所属の決定は、項の規定・部又は類の注の規定に従う
- ・ 項又は注に別段の定めがある場合を除き、通則2～5の原則に従う



通則1

注と備考の規定

「注」は、項又は号の範囲、項又は号間の関連、優先順位の明確化のために設けられているもので、各部及び各類の表の前に記載されている

「備考」は、通則と一部の部及び類の末尾にあり、HS品目表には含まれず、我が国が独自に設けたもの

記載例

- ・「この部(類、号)には次の物品を含まない。」
- ・「〇〇には△△を含む。」
- ・「第〇〇項には△△のみを含む。」
- ・「〇〇の物品は第〇〇項に属する。」
- ・「〇〇は△△とみなす。」
- ・「……において〇〇とは、△△をいう。」

◆ポイント!

「この表において…」

関税率表すべての類(1~97類)に及ぶ規定

すべての類に記載されているとは限らない。

関税率表全体の読み込みが必要。15部 注4にもあり

「この部において」など及ぶ範囲を読み落とさないことが重要

第1部 動物(生きているものに限る。)及び動物性生産品

注

- 1 この部の属又は種の動物には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、当該属又は種の未成熟の動物を含む。
- 2 この表において乾燥した物品には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、脱水し、水分を蒸発させ又は凍結乾燥したものを含む。

備考

- 1 第1類及び第2類において馬には、しま馬を含まない。
- 2 第1類から第16類までにおいて牛には、水牛を含み、豚には、いのししを含む。

通則2(適用の範囲を拡大)

通則2(a) 未完成・未組み立てのものに関する規定

通則2(a)

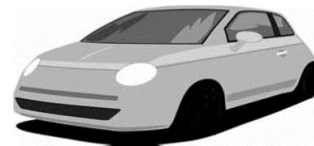
各項に記載するいずれかの物品には、**未完成の物品で、完成した物品としての重要な特性を提示の際に有するものを含む**ものとし、

また、**完成した物品(この2の原則により完成したものとみなす未完成の物品を含む。)**で、**提示の際に組み立ててないもの及び分解してあるものを含む。**

◇輸送や製造上の都合で、**未完成のままのものでも、完成した物品としての重要な特性を有するものは、完成品と同じ税番となる**

(例)

- ・タイヤのない自動車・・・第87.03項(自動車)
- ・サドルのない自転車・・・第87.12項(自転車)
- ・弦のないバイオリン・・・第92.02項(バイオリン)



◆ ポイント!

第1部(動物)～第6部(化学工業の生産品)には**未完成・半製品の規定を通常適用しない**(関税率表解説 通則2(a)(Ⅲ))

◇**未組立及び分解してあるものも、完成した物品としての重要な特性を有するものは、完成品と同じ税番となる**



(例)

- ・組立てていない家具 …… 第94.03項
- ・分解してあるクレーン …… 第84.26項
- ・上記記載のサドルのない自転車を分解してあったとしても …… 第87.12項(自転車)

通則2(b) 二以上の材料又は物質から成る物品に関する規定

通則2(b)

各項に記載するいずれかの材料又は物質には、当該材料又は物質に他の材料又は物質を混合し又は結合した物品を含むものとし、
また、特定の材料又は物質から成る物品には、一部が当該材料又は物質から成る物品も含む。
二以上の材料又は物質から成る物品の所属は、3の原則に従って決定する。

特定の材料または物資が記載されている項、特定の材料または物質からなる物質であることを示す記載のある項に適用（例えば 76.15項）



統計番号 Statistical code		品名 Description
番号 H.S.code		
76.15		食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（アルミニウム製のものに限る。）、アルミニウム製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品（アルミニウム製のものに限る。）

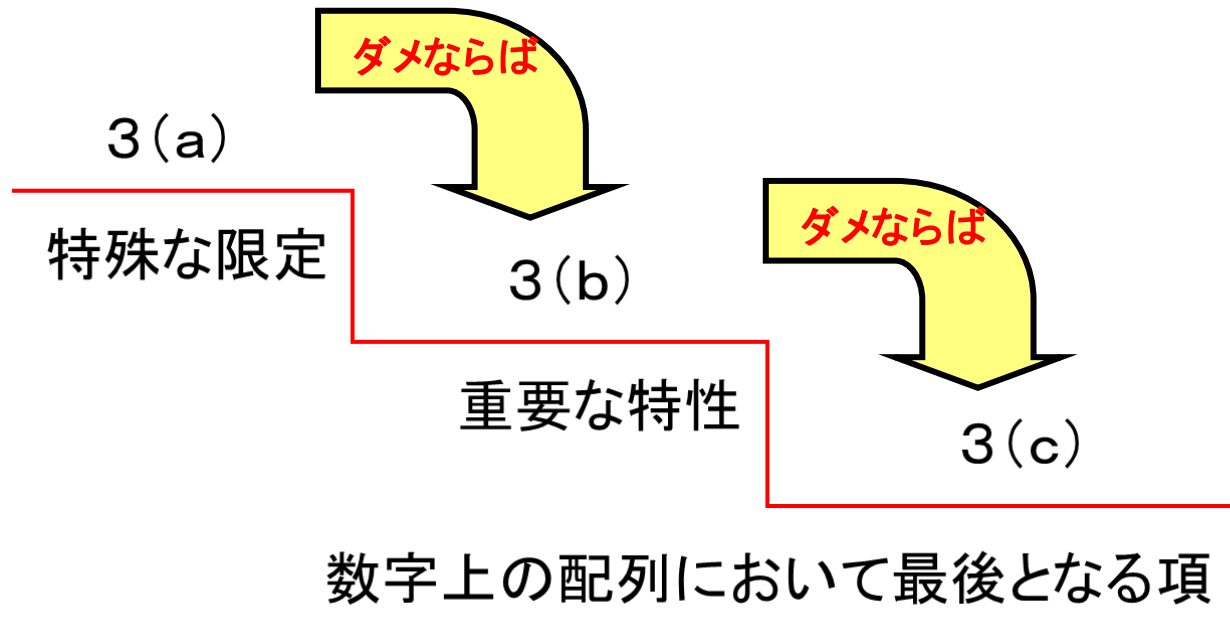
項の範囲を拡大して、
同項に記載の材料または物質以外のものを
混合または結合した物品もそのHSにあてはめることができる

ただし通則1の規定により、項あるいは部注または類注に別段の定めがない場合に限る

通則3（複数の項に属する場合の所属の決定）

2(b)の規定の適用により又は他の理由により**物品が二以上の項に属するとみられる場合**には、次に定めるところによりその所属を決定する。

通則1で分類できない
つまり、税番がはっきりと1つに決まらない時



通則3(a) (特殊な限定)

最も特殊な限定をして記載している項が、これよりも一般的な記載している項に優先する。

ただし、二以上の項のそれぞれが、混合し若しくは結合した物品に含まれる材料若しくは物質の一部のみ又は小売用のセットの構成要素の一部のみについて記載をしている場合には、これらの項のうち一の項が当該物品について一層完全な又は詳細な記載をしているとしても、これらの項は、当該物品について等しく特殊な限定をしているものとみなす。

(前段) 特殊な限定

例:自動車専用のじゅうたん

タフトしたじゅうたんで自動車用と認定できるもの 57.03項

車用のじゅうたんは、自動車用の付属品(87.04項)でもあるが、「付属品」は多様なものが含まれる

(後段) 混合物・結合物品の構成材料、小売用のセットの一部のみについて記載されている場合

→ 特殊な限定をしていても、通則3(a)は適用できず、3(b)を適用する。

通則3(b) (重要な特性)

混合物、異なる材料から成る物品、異なる構成要素で作られた物品及び小売用のセットにした物品であって、(a)の規定により所属を決定することができないものは、この(b)の規定を適用することができる限り、

当該物品に重要な特性を与えている材料又は構成要素から成るものとしてその所属を決定する。

(客観的基準)

- ・材料もしくは構成要素の性質(重量、厚さ、数量、価格など)

(抽象的基準)

- ・物品を使用する際の構成材料の役割

通則3(c) (数字上の配列)

(a)及び(b)の規定により所属を決定することができない物品は、等しく考慮に値する項のうち**数字上の配列において最後となる項に属する。**

◆ ポイント!

「通則3」は、項の規定及び、部又は類の注の規定において別段の定めがない場合にのみ適用される。
類注などに規定があれば、注の規定を優先

◎適用の原則

- ・通則3(a)→(b)→(c)の順に検討
- ・通則1～3で分類できない時には通則4へ

通則3(b)適用例

物品の重要な特性を与えている材料又は構成要素からなるものとして所属(項)を決定

異なる構成材料の例 (3926.90)写真アルバム

16×18.5×6.5cm

裏表紙:模造スウェードで被覆した繊維版

表紙:ガラス製の保護窓、木製の写真立て

写真の収納部分:プラスチック製ポケット

金属製のねじで背表紙・表表紙に取り付けられたもの

写真を入れるプラスチック部分に重要な特性がある
(通則3(b))



(1902.20)えびワンタン(セット)

シュリンプを詰めたパスタ(えびワンタン)と小袋入り粉末スープから成るセット。冷凍。

小売用の紙容器に入られている。水と混ぜた粉末スープにワンタンを入れ、加熱調理して食する。

えびワンタンに重要な特性がある (通則1、通則2(b)、通則3(b))、通則6

通則3(b)補足

小売用のセット

- (a) 異なる項に属するとみられる二以上の異なった物品から成るもの
- (b) ある特定の必要性を満たすため又はある特定の活動を行うため、共に包装された産品又は製品から成り、かつ
- (c) 再包装しないで、最終使用者に直接販売するのに適した状態

「小売」には、更に製造し、調製し、再包装し、又はその他の物品と組み合わせ若しくは、組み込んだ後に再販売することを意図した物品の販売を含まない。

小売用セット例

- 牛肉入りのパンのサンドイッチ(16.02)と
ポテトチップス(20.04)を一緒に包装したセット → 16.02
- 生スパゲッティ(19.02)、すりおろしチーズ(04.06)、
トマトソース缶(21.03)が紙箱に入ったもの → 19.02
- 理髪用セット→85.10
バリカン(85.10)、ブラシ(96.03)、くし(96.15)、はさみ(82.13)、タオル(63.02)、プラスチック製ケース(39.26)

小売用セットにならない例

- ×フォンデュ用6本のフォークセット(同じもの6本)
- ×缶詰セット
シュリンプの缶詰(16.05)、レバーパテの缶詰(16.02)、
チーズの缶詰(04.06)、薄切りベーコンの缶詰(16.02)
及びカクテルソーセージの缶詰(16.01)
- ×ガラス瓶に詰めた可溶性コーヒー(21.01)、陶磁製のカップ(69.12)及び陶磁製の受皿(69.12)をともに板紙製の箱に入れて小売用にしたもの

通則3(c)例

男子用リバーシブルジャンパー

表：編物衣類(61.01)、裏：織物製衣類(62.01) → 等しく重要 → 配列上の後ろの項 62.01

通則4(属する項がない場合)

通則1～3により所属を決定することができない場合は、
最も類似する物品が属する項に分類！

※ 類似性は、品名、性質、用途等多くの要素によって決定される



通則5(容器・包装材の取扱い)

通則5(a)

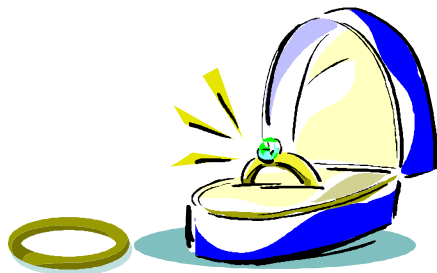
前記の原則のほか、次の物品については、次の原則を適用する。

(a) 写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、製図機器用ケース、首飾り用ケースその他これらに類する容器で**特定の物品又は物品のセットを収納するために特に製作し又は適合させたものであって、長期間の使用に適し、当該容器に収納される物品とともに提示され、かつ、通常当該物品とともに販売されるものは、当該物品に含まれる。**

ただし、この(a)の原則は、**重要な特性を全体に与えている容器**については、適用しない。

(例1)指輪のケース(商品とともに提示されるもの)

中身の指輪(第71.13項)で一括分類。
ケースだけ分けたりはしない。



(例2)お茶の葉を入れた銀製の茶筒

茶と容器を分離→09.02項と71.15項に分けて分類する。

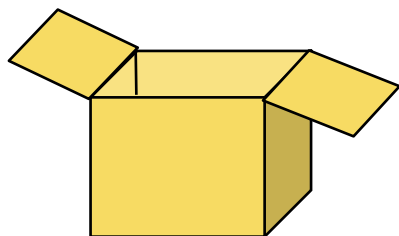


通則5(容器・包装材の取扱い)

通則5(b)

(a)の規定に従うことを条件として、物品とともに提示し、かつ、当該物品の包装に**通常使用する包装材料及び包装容器**は、当該物品に含まれる。

ただし、**反復使用に適することが明らか**な包装材料及び包装容器については、適用しない。



(例1)段ボール箱
中身で一括分類。包装容器だけ分けたりはしない。

(例2)水素ガスが入った鉄鋼製のボンベ
水素ガスとドラムを分離→28.04項と73.11項
に分けて分類する。



通則6(号の決定)

この表の適用に当たっては、項のうちの**いずれの号に物品が属するかは**、号の規定及びこれに関係する号の注の規定に従い、かつ、**前記の原則を準用**して決定するものとし、この場合において、**同一の水準にある号のみを比較**することができる。

この6の原則の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、関係する部又は類の注も適用する。

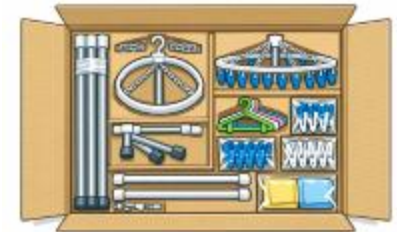
統計番号 Statistical code		品名 Description
番号 H.S.code		
同一水準	9506 31 000	ゴルフクラブその他のゴルフ用具 クラブ（完成品に限る。）
	9506 32 000	ボール
	9506 39 000	その他のもの
同一水準	9506 61 000	ボール（ゴルフ用又は卓球用のボールを除く。）
	9506 62 000	テニスボール
	9506 69 000	空気入れ式のもの
		その他のもの

比較できない

関係する部又は類の注も、号の規定や号の注と矛盾がない限りにおいて適用される

分類事例

登録番号	125001772
税関	名古屋
処理年月日	20250804
一般的品名	室内用洗濯物干し
税番	3924.90-000
関税率	基本5.80%、協定3.90%、特惠Free
内国税率	消費税7.80%、地方消費税22/78
貨物概要	<p>鉄鋼製の支柱を有するプラスチック製のハンガー及び洗濯ばさみ等から成る室内用洗濯物干しスタンド(未組立て)</p> <p>性状:自立するよう3本の脚を取り付けた支柱とタオルハンガー(2組)、ピンチハンガー(洗濯ばさみを取り付けたもの)を組み立てたもの</p> <p>材質:(支柱)鉄鋼 (ハンガー、洗濯ばさみ、脚キャップ)プラスチック</p> <p>サイズ:幅約80cm×奥行約80cm×高さ約183cm(使用時)</p> <p>用途:室内での洗濯物干しに使用</p> <p>包装:1セット/小売用箱</p>
分類理由	<p>本品は、組立て式の室内用洗濯物干しスタンドとして照会のあった物品であり、提示の際は未組立ての状態であるが、組立てにより完成品となることから、関税率表の解釈に関する通則2(a)を適用し完成品として分類する。</p> <p>本品は、鉄鋼、プラスチックの異なる材料から成る物品であることから、同通則3(b)を適用し、本品に重要な特性を与えている材料は、洗濯物を保持するハンガー及び洗濯ばさみ等のプラスチックであると認められる。</p> <p>したがって、本品は、関税率表第39.24項及び同表解説第39.24項の規定により、プラスチック製のその他の家庭用品として上記のとおり分類する。 ※本回答書に記載された基本税率以外の関税率は、一定の条件のもとでのみ適用されるものである。</p> <p>――以下余白――</p>
法令	
その他	



図はイメージしやすいよう作成したもので、実際の商品とは異なります

本事前教示の有効期限 2028.8.3

分類事例

登録番号	125000492
税関	名古屋
処理年月日	20250312
一般的品名	鉄鋼製物干し台(折り畳み式)
税番	7323.99-000
関税率	基本Free
内国税率	消費税7.80%、地方消費税22/78
貨物概要	<p>鉄鋼及びプラスチックから成る折り畳み式物干し台(未組立て) 性状: X字形の支柱2組の交差部を管でつないで結合したもの 上部2か所にハンガーポール、交差部にタオル掛けが取り付けられている 脚部の管を伸縮させることで高さが調整可能 材質:(支柱、管、ハンガーポール、タオル掛け)鉄鋼 (継手)プラスチック サイズ:幅約77.5cm×奥行約61.5cm×高さ約80~130cm(使用時) 用途:室内での物干し台として使用 包装:1セット/小売用箱</p>
分類理由	<p>本品は、鉄鋼及びプラスチックから成る折り畳み式物干し台として照会があったものである。本品は、提示の際は未組立ての状態であるものの、組立てにより完成品となることから、関税率表の解釈に関する通則2(a)を適用し、完成した物品としてその所属を決定する。 本品は、鉄鋼及びプラスチックの異なる材料から成る物品として、同通則3(b)の規定を適用し、本品に重要な特性を与えている構成材料は、本品の大部分を占める鉄鋼であると認められることから、関税率表第73.23項及び同表解説第73.23項の規定により、鉄鋼製のその他の家庭用品として、上記のとおり分類する。 - - - 以下余白 - - -</p>
法令	本事前教示の有効期限 2028.3.11
その他	



図はイメージしやすいよう作成したもので、実際の商品とは異なります

税関ホームページ（品目分類関係）

税関（Japan Customs）
<https://www.customs.go.jp/>



①品目分類について調べたい
クリック！

②品目分類トップページ
クリック！



守る
引き継ぐ
私たちの暮らし

- > 災害関連情報
- > 経済安全保障
- > 採用案内
- > 経済制裁に伴う措置（北朝鮮、イラン、ロシア等）
- > 最近増えている問合せについて

重要なお知らせ 税関局の名をかたった不審なショートメッセージや関税等の納付を求めるメールにご注意ください。

法令・政策等について調べたい

水際取締について調べたい

貿易統計について知りたい

AEO制度について調べたい

海外旅行の手続きを知りたい

輸出・保税の手続きを調べたい

品目分類について調べたい

EPA/原産地規則について知りたい

関税評価を調べたい

税関手続FAQを確認したい

②



品目分類について調べたい

- 品目分類ページトップ
- 関税分類オンラインで調べる
- 実行関税率表
- 税率表示画面（品目分類）を調べる
- 別税率表解説・分類別記

× 閉じる

品目分類

お知らせ

2026年2月27日	関税率表解説及び分類例規の一部改正について（令和8年2月27日財関第234号）
2025年10月31日	分類例規の一部改正について（令和7年10月31日財関第1074号）
2025年10月31日	輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件（令和7年財務省告示第283号）

主要コンテンツ



実行関税率表
(輸入統計品目表)



輸出統計品目表



関税率表解説
・ 分類例規



品目分類のための資料
を検索する



事前教示回答（品目分
類）を検索する

その他のコンテンツ



品目分類・HS
について知りたい



HS改正
について知りたい



資料
を参照したい



事前教示制度
について知りたい



品目分類に関する
お問合せ

英語表記に変える

品目分類のための資料検索

関税率表解説
国際分類例規
国内分類例規

事前教示回答を
検索する

事前教示回答を検索する

現在位置： [ホーム](#) > [輸出入手続](#) > 事前教示回答（品目分類）

事前教示回答（品目分類）

事前教示回答（品目分類）では、公開可能な事前教示回答の内容（一般的品名、税番、貨物概要等）が検索できます。

- ▶ [事前教示回答（品目分類）検索画面へ](#)
- ▶ [検索キーワード集](#)

それぞれの項目には、以下の情報が表示されます。

事前教示回答項目

登録番号	事前教示回答書の登録番号
税関	事前教示回答を行った税関
処理年月日	事前教示回答書の作成処理が終了した日付
一般的品名	照会貨物の一般的な品名
税番	照会貨物の税番（9桁から成ります。）
関税率	処理年月日の属する年度（もしくは暦年）の関税率（年度（もしくは暦年）によって、税率が異なる場合があります。）協定税率の（ ）内の税率は、関税と日本国政府又はその代行機関が徴収する額との合計、又は、関税と調整金の合計を示しています。
内国税率	処理年月日の属する年度の内国税率（年度等によって、税率が異なる場合があります。）
貨物概要	事前教示照会のあった貨物の概要（性状、製法、成分割合等）
分類理由	上記税番に分類される理由
法令	税関限りの意見に基づく他法令に係る情報 (正式な回答を要する場合には、主管官庁に必ず照会して下さい。)

▶ [関税分類の問合せ先一覧](#)



財務省関税局・税関の組織

- ▶ [財務省関税局・税関の紹介](#)
- ▶ [関税中央分析所・税関研修所](#)
- ▶ [税関所在案内](#)
- ▶ [所管の法人に関する情報](#)





関税政策・税関行政

- ▶ [所管法令等](#)
- ▶ [特殊関税](#)
- ▶ [審議会・研究会](#)
- ▶ [政策評価（関税局・税関関連）](#)
- ▶ [国際機関（WTO・WCO）](#)
- ▶ [地域協力（APEC）](#)
- ▶ [経済連携協定（FTA/EPA）](#)
- ▶ [税関相互支援協定（CMAA）](#)



税関手続き

現在位置: [ホーム](#) > [輸出入手続](#) > 品目分類キーワード検索画面

品目分類検索

[事前教示回答事例（品目分類関係）の検索ページへ](#)

※ 検索対象コンテンツを選択してください。

輸入 輸出

▶ 「輸入」は、実行関税率表、部注類注、関税率表解説・分類例規、輸入貨物の品目分類事例 が検索対象です。

▶ 「輸出」は、輸出統計品目表、部注類注、関税率表解説・分類例規 が検索対象です。

[▶ 検索方法について確認する](#)

※ 検索条件（検索キーワード）を入力してください。

全ての語を含む ▼

▶ 上部の選択した検索対象コンテンツを対象にしてキーワードが含まれている情報が検索されます。

▶ 複数のキーワードを指定する場合は、間にスペース（空白）を挿入してください。

▶ 複数のキーワードを指定した場合、絞り込み条件を選択してください。

※ 検索条件（税番）を入力してください。

 ~

▶ 実行関税率表、輸出統計品目表を対象にして、該当する税番が含まれている情報が検索されます。

▶ 検索キーワードを入力した場合は、検索キーワードおよび税番を含む情報が検索されます。

▶ 統計品目番号の上位2桁、上位4桁、上位6桁、全9桁の何れも指定できます（両方の欄に入力する場合は桁数を一致させてください）。

※ 検索対象日時を指定してください。

 時点

▶ 入力した時点の最新版から過去に遡って検索し、一番新しいものが表示されます。

▶ 関税率表解説・分類例規、輸入貨物の品目分類事例は常に最新版が表示されます。

検索

リセット

品目分類キーワード検索

関税分類検索 検索条件のポイント

1. 入力のヒント

関税分類検索機能を使用する際に、どのように入力すればいいのかを簡単にご説明します。

2. 検索キーワード集

キーワード検索に入力する際の参考として、関税定率法別表及び関税率表解説で使

れる語句をご紹介します。

- > あ行
- > か行
- > さ行
- > た行
- > な行
- > は行
- > ま行
- > や行
- > ら行
- > わ行

タリフ、法に記載した言葉が検索でHITします (一般的な名称)	(タリフ表現)
インゲン豆	いんげん豆
オリーブオイル	オリーブ油
置き物	置物
グルコース	ぶどう糖
ココナッツ油	やし油
シリコン	シリコーン
煙草	たばこ
	等

1. 入力のヒント

検索条件（検索キーワード）を入力する場合

自由にキーワードを入力することができます。

検索対象コンテンツ「輸入」「輸出」ごとに設定された、すべての情報を検索します。

○ポイント

- ・数字も入力可能ですが、実行関税率表や輸出統計品目表を調べたい場合は、検索条件（税番）に入力してください。

検索条件（税番）を入力する場合

統計品目番号の上位2桁、上位4桁、上位6桁、全9桁を入力してください。

検索対象コンテンツで「輸入」を選んだ場合は実行関税率表を、「輸出」を選んだ場合は輸出統計品目表を検索します。

○ポイント

- ・左欄のみに入力して検索することも可能です。

(例：03, 1201 など)

>> 検索条件（税番）を入力してください。

~

- ・範囲指定する場合は、両方の欄に同じ桁数で入力してください。

(例：2201~2204, 490110~490900 など)

>> 検索条件（税番）を入力してください。

~

注意！ 指定した範囲が広いと検索できない場合があります。その場合は条件を変更してください。

検索条件（検索キーワード）と検索条件（税番）の両方を入力する場合

実行関税率表、輸出統計品目表については、検索条件（検索キーワード）と検索条件（税番）を含む情報が検索されます。

それ以外の情報（部注類注、関税率表解説・分類例規、輸入貨物の品目分類事例）は、検索条件（検索キーワード）を含む情報が検索されます。

1桁の数字の類は
ゼロをつけてください
3類→03

2. 検索キーワード集

補足

「関税分類検索」のキーワード検索機能では、原則、関税定率法別表及び関税率表解説の語句を用いていることから、一般的な名称で検索してもヒットしない場合がございます。(例えば、『じゃがいも』は、『ばれいしょ』と表記しております。)

従いまして、一般的な名称で検索してもヒットしない場合、「検食用キーワード」列の語句を用いて検索いただきますようよろしくお願いいたします。

お調べになりたい用語の頭文字からお探しいたします。

- > あ行
- > か行
- > さ行
- > た行
- > な行
- > は行
- > ま行
- > や行
- > ら行
- > わ行

事前教示制度（品目分類）について

事前教示制度とは

関税の課税の多様性、新規商品についての税表分類の技術的困難性を考慮し、適正かつ円滑な納税を確保するため導入された**輸入者のための制度**（関税法第7条第3項）

事前教示制度の種類

- **口頭**(含、eメール)による照会
- **文書**(照会書:税関様式C第1000号)による照会

事前教示の**対象外**貨物

- 架空貨物（例えば・・・はダメ）
- 不服申し立てや訴訟等の紛争中の貨物
- **輸入申告中の貨物**

《参考》品目分類協議

輸入申告された貨物の税番に疑義がある場合に、申告部門の統括審査官等が首席関税鑑査官に協議して処理するのが『品目分類協議』です。
(関税法基本通達7-22)

迅速な輸入通関と、
関税分類の正確性を期すために…



「文書による事前教示」とは？

輸入を予定している貨物の関税分類を文書で照会し、文書で回答を受けることができ、輸入者の方にとっては様々なメリットのある制度です。例えば…

● 事前の計画性

事前に関税の税番・税率がわかるので、原価計算が確実にでき、輸入計画や販売計画が立てやすくなる。

● 迅速な通関

輸入貨物の税番・税率について事前に回答を受けることにより、輸入時の貨物の通関・引取りが早くなる。

● 分類の安定性

文書による照会の回答内容は、照会された貨物の輸入通関審査に際して、**発出日から3年間尊重**される。

● 分類の公平性

文書による照会の回答内容は、すべて登録番号で管理されているので、**全国どこで輸入申告されても、通関審査に際して尊重**される。

メールによる照会についてお願い

- ◎ 添付される資料については、税関における情報セキュリティ対策の関係から、拡張子が**ZIP、LZH等の圧縮ファイル**、ワード、エクセル形式で**マクロ機能**を有するファイルは開くことができません。
 - ①資料のファイル形式が、
 - ⇒ **PDFファイル、WORDファイル、EXCELファイル、TEXTファイル**
JPGファイル若しくはJPEGファイルであるものにしてください。
 - ②お問い合わせのメールには、**必ず会社名、担当者名、連絡先の電話番号等を記載**してください。
 - ③メールソフトにOutlookを使用している場合に、書式設定がリッチテキストで添付ファイルを送信すると、受信側(税関)で添付ファイルを開けない場合がありますので、メール作成画面で書式設定をテキスト形式、HTML形式に設定のうえ送信ください。
- ◎ 照会商品について、HP等アドレスのリンクを記載されている場合がありますが、セキュリティ対策の関係から税関では閲覧することができませんのでご了承ください。

文書事前教示の手続き

「事前教示に関する照会書(税関様式C第1000号)」(税関ホームページで入手可)に必要な事項をご記入のうえ、貨物の見本や写真・図面・説明書などの参考資料等と共に提出していただきます。

提出先 各税関(関税鑑査官)

※ 補足説明、追加資料の提出を求められることがあります。詳細は担当にご相談ください

各税関 関税鑑査官	電話	メールアドレス
函館税関	0138-40-4716	hkd-gyomu-kansa@customs.go.jp
東京税関	03-3529-0700	tyo-gyomu-info@customs.go.jp
横浜税関	045-212-6156	yok-kansakan@customs.go.jp
名古屋税関	052-654-4139	nagoya-gyomu-kansa@customs.go.jp
大阪税関	06-6576-3371	osaka-bunrui@customs.go.jp
神戸税関	078-333-3118	kobe-bunrui@customs.go.jp
門司税関	050-3530-8373	moji-kansakan@customs.go.jp
長崎税関	095-828-8669	nagasaki-kansakan@customs.go.jp
沖縄地区税関	098-862-8692	oki-9a-bunrui@customs.go.jp

ご清聴ありがとうございました

大阪税関業務部関税鑑査官

〒552-0021

大阪市港区築港4-10-3（大阪港合同庁舎2F）

TEL :06-6576-3371(代表)

FAX:06-6576-3170

mail:osaka-bunrui@customs.go.jp